

令和3年4月分からの 保険料率のお知らせ

①介護保険第2号被保険者に該当しない方(②以外の方)

令和3年3月分まで **9.93%**

〔 疾病保険料率 : 9.60%
災害保健福祉保険料率 : 0.33% 〕



令和3年4月分から **変更なし**

②介護保険第2号被保険者に該当する方(40歳以上65歳未満の方)

船員保険の介護保険料率は、1.77%から1.92%に変わるため、令和3年4月から保険料が変わります。

令和3年3月分まで

11.70%

〔 一般保険料率 : 9.93%
介護保険料率 : 1.77% 〕



令和3年4月分から

11.85%

〔 一般保険料率 : 9.93%
介護保険料率 : 1.92% 〕

船舶所有者に使用されている被保険者の方については、疾病保険料率と介護保険料率の2分の1および災害保健福祉保険料率のすべてが船舶所有者の負担になりますが、疾病任意継続被保険者の方については、船舶所有者の負担がないことから、そのすべてを負担することとされています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

令和3年4月からの疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、**引き続き44万円**です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、令和3年4月分保険料(令和3年4月12日納付期限)以降も標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。



全国健康保険協会
船員保険

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>

船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額

【令和3年4月分(4月納付分)～】

(単位:円)

標準報酬		報酬月額	船員保険料	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額		9.93%	11.85%
1	58,000	円以上～円未満 63,000	5,759	6,873
2	68,000	63,000～73,000	6,752	8,058
3	78,000	73,000～83,000	7,745	9,243
4	88,000	83,000～93,000	8,738	10,428
5	98,000	93,000～101,000	9,731	11,613
6	104,000	101,000～107,000	10,327	12,324
7	110,000	107,000～114,000	10,923	13,035
8	118,000	114,000～122,000	11,717	13,983
9	126,000	122,000～130,000	12,511	14,931
10	134,000	130,000～138,000	13,306	15,879
11	142,000	138,000～146,000	14,100	16,827
12	150,000	146,000～155,000	14,895	17,775
13	160,000	155,000～165,000	15,888	18,960
14	170,000	165,000～175,000	16,881	20,145
15	180,000	175,000～185,000	17,874	21,330
16	190,000	185,000～195,000	18,867	22,515
17	200,000	195,000～210,000	19,860	23,700
18	220,000	210,000～230,000	21,846	26,070
19	240,000	230,000～250,000	23,832	28,440
20	260,000	250,000～270,000	25,818	30,810
21	280,000	270,000～290,000	27,804	33,180
22	300,000	290,000～310,000	29,790	35,550
23	320,000	310,000～330,000	31,776	37,920
24	340,000	330,000～350,000	33,762	40,290
25	360,000	350,000～370,000	35,748	42,660
26	380,000	370,000～395,000	37,734	45,030
27	410,000	395,000～425,000	40,713	48,585
28	440,000	425,000～	43,692	52,140

○令和3年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、440,000円です。

○介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(9.93%)に介護保険料率(1.92%)が加わります。

○疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(9.93%)は、疾病保険料率(9.60%)と災害保健福祉保険料率(0.33%)を合計した率です。

・疾病保険料率のうち、6.60%は保険給付等に充てられるための基本保険料率となり、3.00%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。

・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

保険料の納付方法

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。

納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

前納による納付

3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。
納付期限は前納開始月の前月末となります。

《一定期間分》

6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分